

衆議院 第一百五十一回国会

国土交通委員会議録 第二十三号

平成十三年六月十五日(金曜日)

午前九時十九分開議

出席委員

委員長 赤松 正雄君

理事 赤城 徳彦君

理事 実川 幸夫君

理事 玉置 一弥君

理事 河上 寛雄君

理事 今村 雅弘君

理事 木村 隆秀君

理事 倉田 雅年君

理事 坂本 剛二君

理事 田中 和徳君

理事 中本 太衛君

理事 林 幹雄君

理事 松野 博一君

理事 谷津 義男君

理事 阿久津 幸彦君

理事 小泉 俊明君

理事 佐藤 敬夫君

理事 永井 英慈君

理事 松本 剛明君

理事 井上 義久君

理事 瀬古 由起子君

理事 日森 文尋君

理事 森田 健作君

理事 森田 健作君

理事 森田 健作君

理事 森田 健作君

理事 森田 健作君

理事 森田 健作君

理事 森田 健作君

理事 森田 健作君

理事 森田 健作君

理事 森田 健作君

理事 森田 健作君

理事 森田 健作君

理事 森田 健作君

理事 森田 健作君

理事 森田 健作君

櫻田 義孝君

橋 康太郎君

榑床 伸二君

山田 正彦君

木村 太郎君

北村 直人君

佐田 玄一郎君

菅 義偉君

中馬 弘毅君

西川 京子君

福井 照君

松本 和那君

吉田 幸弘君

大谷 信盛君

今田 保典君

中村 哲治君

前原 誠司君

山元 勉君

山岡 賢次君

春名 真章君

保坂 展人君

保坂 展人君

保坂 展人君

保坂 展人君

保坂 展人君

保坂 展人君

保坂 展人君

保坂 展人君

保坂 展人君

保坂 展人君

保坂 展人君

保坂 展人君

保坂 展人君

保坂 展人君

保坂 展人君

保坂 展人君

保坂 展人君

高橋 一郎君

松岡 利勝君

川内 博史君

伴野 豊君

細川 律夫君

吉田 公一君

大幡 基夫君

同日

北村 直人君

西川 京子君

小泉 俊明君

中村 哲治君

松本 剛明君

山元 勉君

山岡 賢次君

春名 真章君

大幡 基夫君

同日

北村 直人君

西川 京子君

小泉 俊明君

中村 哲治君

松本 剛明君

山元 勉君

山岡 賢次君

春名 真章君

大幡 基夫君

同日

北村 直人君

西川 京子君

小泉 俊明君

中村 哲治君

松本 剛明君

山元 勉君

山岡 賢次君

春名 真章君

大幡 基夫君

北村 直人君

西川 京子君

中村 哲治君

松本 剛明君

山元 勉君

小泉 俊明君

春名 真章君

同日

北村 直人君

西川 京子君

小泉 俊明君

中村 哲治君

松本 剛明君

山元 勉君

山岡 賢次君

春名 真章君

大幡 基夫君

同日

北村 直人君

西川 京子君

小泉 俊明君

中村 哲治君

松本 剛明君

山元 勉君

山岡 賢次君

春名 真章君

大幡 基夫君

同日

北村 直人君

西川 京子君

小泉 俊明君

中村 哲治君

松本 剛明君

山元 勉君

山岡 賢次君

春名 真章君

大幡 基夫君

提出者より順次趣旨の説明を求めます。榑床伸二君。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

(本号末尾に掲載)

○榑床委員 ただいま議題となりました土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、保守党及び21世紀クラブを代表して御説明申し上げます。

本修正案の趣旨は、第一に、国土交通大臣及び都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行うに際して聴取した第三者機関の意見を尊重しなればならないものとする。

第二に、政府は、公共の利益の増進と私有財産との調整を図りつつ公共の利益となる事業を実施するために、その事業の施行について利害関係を有する者等の理解を得ることが重要であることにかんがみ、事業に関する情報の公開等その事業の施行についてこれらの者の理解を得るための措置について、総合的な見地から検討を加えるものとする。

委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○赤松委員長 次に、日森文尋君。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

(本号末尾に掲載)

○日森委員 社民党の日森文尋でございます。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

(本号末尾に掲載)

提出者の提案理由の説明を申し上げます。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

正案の提案理由の説明を申し上げます。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

正案の提案理由の説明を申し上げます。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

正案の提案理由の説明を申し上げます。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

正案の提案理由の説明を申し上げます。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

正案の提案理由の説明を申し上げます。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

正案の提案理由の説明を申し上げます。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

正案の提案理由の説明を申し上げます。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

正案の提案理由の説明を申し上げます。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

正案の提案理由の説明を申し上げます。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

正案の提案理由の説明を申し上げます。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

正案の提案理由の説明を申し上げます。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

正案の提案理由の説明を申し上げます。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

正案の提案理由の説明を申し上げます。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

正案の提案理由の説明を申し上げます。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

正案の提案理由の説明を申し上げます。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

正案の提案理由の説明を申し上げます。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

正案の提案理由の説明を申し上げます。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

正案の提案理由の説明を申し上げます。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

正案の提案理由の説明を申し上げます。

者の参加措置に関し、事業の計画段階を含め、総合的に見直しを行うこと。

つまり、このたび政府から提出された改正案を退け、現行法を根本から見直すこととしております。

以上が、この修正案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げます。

○赤松委員長 以上で両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○赤松委員長 これより原案及び両修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。瀬古由起子君。

○瀬古委員 私は、日本共産党を代表して、内閣提出、土地収用法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

第一に、本法案は、むだや自然破壊の公共事業への住民の反対運動を抑え込むことを目的としており、強権的な公共事業の推進を制度的に担保するものであります。

土地・物件調査作成に関する特例、代表当事者制度の導入、補償金払い渡し方法の簡略化、収用手続における主張内容の制限などにより、各地のトラスト運動を初め、むだな公共事業に反対する運動を抑え込むものとしていたと見られます。

第二に、事業認定手続における中立性、公正性が担保されないこととあります。

本法案は、透明性、公正性、合理性を確保するためとして、事業認定手続に、事前説明会、公聴会、社会資本整備審議会の意見聴取、事業認定告示の際の認定理由の公表などを導入するとしています。しかし、都市計画や環境アセスメントの手続などでの公聴会や地元説明会は、事業者が一方的に説明するだけにとどまり、住民が納得いくまで事業者と議論し、結論を得るものにはなっていない。

ません。また、社会資本整備審議会からの意見聴取については、意見の聴取先が、事業を進める国土交通大臣が任命する審議会というのでは、中立性を確保できません。さらに、これらの手続を行ったことのみを理由として、住民の合意が得られないまま、淡々と手続が進められることにもなりかねません。そもそも、事業を進める国土交通省自身が事業認定をすること自体、不公正なものです。

第三に、廃棄物処理施設を収用適格事業にしようとしていますが、廃棄物処理施設用地の選定に当たって、住民参加や環境影響評価が万全でないまま、用地不足の解消だけが優先されるなら、これまで以上に、地権者のみならず周辺住民の不安と不信を一層増大させるだけあります。さらに、第三セクターは情報公開法や関連する条例の適用外であり、住民が用地選定について適当かどうかを判断するための知る権利も保障されていません。

現在の公共事業は、その計画段階において、関係住民に十分な情報が十分に公開されず、住民を含め議論して合意形成を図る仕組みになっていないことです。今求められていることは、計画段階からの住民参加と情報公開を徹底し、事業の公益性等が検証されるようにすることです。

そもそも土地収用法は、憲法二十九条第三項「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」との規定に基づくものですが、今回の改正は、土地収用法の手続を一層簡略化して、憲法二十九条第一項の財産権の保障を侵害するおそれがあり、断固反対いたします。

なお、社民党提出の修正案については賛成、自民党、民主党、公明党、自由党、保守党、21世紀クラブ提出の修正案については、意見を尊重すべきとする社会資本整備審議会は国土交通大臣が任命することになっており、中立性の担保とはなり得ません。したがって、この修正によって法案の持つ反国民的な基本は変わるものではなく、反対

であることを表明して、反対討論を終わります。(拍手)

○赤松委員長 次に、日森文尋君。

○日森委員 社民党の日森文尋でございます。私は、土地収用法の一部を改正する法律案及び六会派共同提案の修正案に反対し、社民党提出の修正案に、当然ですが、賛成する立場から討論を行います。

最初に、財産権という基本的な権利を左右するような重要法案であるにもかかわらず、わずか二日間の審議で採決をする、こういう事態に對し、審議のあり方に対して、遺憾の意を表明しておきたいと思っております。

第一の問題点は、これまで行政主導で強行されてきた公共事業のあり方に対する政府としての真摯な総括を欠落させ、ひたすら事業の迅速かつ効率的な推進のみを追求する、いわば行政の論理に買われた収用法改正であるということです。

収用法に至る事業の多くは、政府が、事業の構想、計画段階における情報公開や住民参加のシステムを確立するという民主主義の基本にかかわる課題に一切手をつけず、公共事業こそ正義との観点から強引に事業を推進したために、各地でトラスト運動など住民の抵抗を招いた結果、これを強権的に解決しようとしたものにはかなり残念。

各方面からの指摘をまつまでもなく、今求められているのは、事業の構想、計画段階での情報公開、住民参加を保障する新たな法整備や行政手続法の改正、あるいは、少なくとも環境アセス法に見られる手法を、都市計画法や河川法、道路法などに整備することであって、いたずらに土地収用法を改正することではないはずです。まさに、今回の法改正は本末転倒と言わなければなりません。

しかも、改正案に盛り込まれた収用手続の合理化は、住民合意を形成するための手続が不十分であることへの警鐘であり、同時に、安全弁でもあるトラスト運動の排除を意図しており、到底容認で

きるものではありません。

改正案自体の問題点にも触れなければなりません。事業認定段階での事前説明会や公聴会の義務づけが行われました。しかし、実施主体を中立の第三者にゆだねたり、住民の意見に對し起業者の文書による回答や、それらを申請書に添付することを義務づけるなど、踏み込んだ措置を講じない限り、結局、これまで同様、聞きおくだけの説明会、公聴会が終わることは明らかです。住民の意見を尊重するといっても、その裁量権は行政であり、制度として担保されない以上、納得することはできません。

事業認定に際し、意見を聴取するとされた第三者機関についても、その中立性、公正性は極めて疑問です。社会資本整備審議会から委員を選任するのであれば、政府からの独立性は担保されないからです。

法案審議の過程でも、起業者、利害関係者双方から独立した国家行政組織法三条委員会を設置要求について、合理的理由を明示しないままこれを退けました。何をもちて公益とするのか、その基本的な審査を行う第三者機関が、行政から独立した機関でなければならぬことは当然のことです。三条委員会を否定することは、とりもなおさず、完全な公平性、中立性を担保しようとする意思を政府みずから放棄したものであり、到底国民の納得を得られるものではありません。

収用手続の合理化も大きな問題と言わなければなりません。土地所有者が百人以上、しかも補償額が少額の場合、市町村長による公告縦覧手続でよしとする問題、補償金払い渡し方法の簡略化については、いずれもその合理的理由はあいまいであり、かつ、補償金支払い方法の変更については、依然として民法の規定を逸脱しているとの疑念を払拭できません。

また、附則に示された内容も、住民の理解と協力を得るという本改正案の趣旨に逆行するものと言わなければなりません。

以上、重立ったものについて申し上げました

が、本改正案及び六党共同提案の修正案に反対し、社民党の修正案に賛成をする私の討論いたします。(拍手)

○赤松委員長 これにて討論は終局いたしました。

○赤松委員長 これより採決に入ります。
土地収用法の一部を改正する法律案及びこれに対する両修正案について採決いたします。
まず、日森文尋君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○赤松委員長 起立少数。よって、日森文尋君外一名提出の修正案は否決されました。

次に、赤城徳彦君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○赤松委員長 起立多数。よって、赤城徳彦君外五名提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○赤松委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○赤松委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、赤城徳彦君外五名より、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、保守党及び21世紀クラブの六会派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。大谷信盛君。

○大谷委員 ただいま議題となりました土地収用法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、保守党及び21世紀クラブを

代表して、その趣旨を御説明申し上げます。
案文はお手元に配付してありますが、その内容につきましては、既に質疑の過程において委員各位におかれましては十分御承知のところでありますので、この際、案文の朗読をもって趣旨の説明にかえることといたします。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法律の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 社会資本整備審議会のうち、事業認定の審議に携わる委員については、法学界、法曹界、都市計画、環境、マスコミ、経済界等の分野からバランスよく人選するとともに、事業推進の立場にある中央省庁のOBの任命は原則として行わないこととし、事業認定の中立性、公正性等の確保に努めること。

二 事業認定の審議に当たっては、当該事業に利害関係を有する委員は当該審議に関与しないようにするなど厳格な運用を行い、事業認定の中立性、公正性等の確保に努めること。

三 公聴会については、その透明性を高めるため、開催に当たっては、開催期日・場所等について事前に十分な周知を図るとともに、議事録の公開など情報公開の徹底に努めること。

四 公聴会が形骸化することのないよう、公聴会で述べられた住民等の意見は第三者機関に適切に伝えらるるとともに、公述人相互の間で質疑が行えるような仕組みとするなど、住民意見の吸収の場という公聴会の本来の役割を果たすよう、規則改正を含め必要な措置を講ずること。

五 事業認定判断の透明性等の向上を図るといふ法改正の趣旨を踏まえ、改正法の公布後に事業認定申請された事業については、公聴会の義務的開催など改正法の内容を踏まえた運用を図ること。

六 今回の法改正の趣旨にかんがみ、政府は各都道府県と協議して、収用委員会の役割が的確に果たされるよう努めること。

以上であります。

委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○赤松委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○赤松委員長 起立多数。よって、赤城徳彦君外五名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、副国土交通大臣から発言を求められておりますので、これを許します。国土交通大臣扇千景君。

○副国土交通大臣 土地収用法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま可決されましたことを深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見、ただいまの附帯決議において提起されました社会資本整備審議会における事業認定に関する審議の中立性、公正性等の確保などの課題につきましては、その趣旨を十分に尊重してまいり所存でございます。

ここに、委員長初め委員各位の皆様方の熱心な御討議、また御指導、そして御協力に對しまして深く感謝の意を表し、ごあいさつとさせていただきます。

○赤松委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤松委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○赤松委員長 次回は、来る二十日水曜日午後零時五十分理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時三十九分散会

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案(赤城徳彦君外五名提出)

土地収用法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十五条の次に一条を加える改正規定中「あらかじめ」を「あらかじめ」に、「聴かなければ」を「聴き、その意見を尊重しなければ」に改める。

附則第十二条を附則第十三条とし、附則第六条から附則第十一条までを一条ずつ繰り下げ、附則第五条の次に次の一条を加える。

(検討)

第八条 政府は、公共の利益の増進と私有財産との調整を図りつつ公共の利益となる事業を実施するためには、その事業の施行について利害関係を有する者等の理解を得ることが重要であることにかんがみ、事業に関する情報の公開等その事業の施行についてこれらの者の理解を得るための措置について、総合的な見地から検討を加えるものとする。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案(日森文尋君外一名提出)

土地収用法の一部を改正する法律案の全部を次のように修正する。

土地収用法の一部を改正する法律

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「施行期日」を付する。

附則に次の見出し及び二条を加える。

(検討)

第二条 公共の利益となる事業に必要な土地等の収用及び使用に関する制度については、その事業に関する世論の動向その他社会経済情勢の変化を踏まえ、当該制度における公正の確保と透明性の向上を図る観点から検討が加えられ、その結果に基づいて、平成十五年三月三十一日までに、この法律の改正その他所要の法制の整備が行われるものとする。

2 前項の法制の整備においては、少なくとも次の措置が講じられなければならない。

一 事業の認定に関する処分は、内閣総理大臣の所轄の下に置かれる内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項の委員会又は都道府県知事の所轄の下に置かれる地方自治法第百三十八条の四第一項の委員会(以下「委員会」と総称する。)が行うものとする。

二 委員会は、必要があると認めるときは、起業者に対し、出頭又は資料の提出を求めることができるものとする。

三 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関、関係地方公共団体等に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができるものとする。

四 委員会は、必要があると認めるときは、行政機関、地方公共団体等に対し、必要な調査を委託することができるものとする。

五 委員会は、事業の認定に関する処分に当たっては、一般の意見及び当該事業について専門的学識又は経験を有する者の意見を十分に考慮しなければならないものとする。

六 起業者は、事業の認定について利害関係を有する者に対し、説明会の開催、意見書への回答その他の方法により、当該事業の目的、内容等を説明しなければならないものとする。

第三条 政府は、公共の利益の増進と私有財産との調整を図りつつ公共の利益となる事業を実施

するためには、その事業の施行について利害関係を有する者等の理解を得ることが重要であることにかんがみ、事業に関する情報の公開等その事業の施行についてこれらの者の理解を得るための措置について、総合的な見地から検討を加えるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。